



最高検企第276号
平成25年6月26日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

検事総長 小 津 博 司



平成25年5月30日付け（受付第13号）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

刑事裁判における弁護人請求証拠に対し、検察官が同意・不同意を決定する基準が書いてある訓令・事務連絡その他これに準ずる文書のうち、現在有効なもの。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、検事総長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：今田）Tel:03-3592-5611（内線:3294）